

ふるさと 故郷だより

～私の育ったまち～



埼玉県
橋川市
出身

鈴木 優子さん(久米石)



今月は埼玉県橋川市出身の鈴木優子さんにお話をうかがいました。

橋川市は埼玉県のほぼ中央に位置し、鈴木さんは、子供の頃に住宅地として造成し始めた頃に住み始めるようになったそうです。そのため、近くに同じくらいの子供がいなくて寂しい思いをされたそうです。また、近くにホンダエアポートという小さな飛行場があり、そこからは、飛行船やヘリが飛び立つところが目の前で見れるので、実家に帰るときは子ども達とよく見学に行くそうです。

鏡石町へ住み始めて7年になるそうですが、まだ東北本線を利用した事が無いということ。その理由を聞いてみると「小さい頃から電車には乗っていただけ、こっちの電車に乗るシステムがよく分からないです。ワンマン乗降だったり、駅の改札が無かったりと、間違えたらと思うと怖いです。」と笑って話されていました。

来年から一番上のお子さんが小学校に入学されるそうですが、「学校までバス通学の予定ですが、家からバス停までも結構な距離があるし、郊外の子どものためにスクールバスがあれば助かります。」とおっしゃっていました。

このコーナーにご協力いただける方を募集します。故郷の思い出を語ってみませんか。お問い合わせは、町総務課(☎62-2111)までお電話ください。

広告

つらいつらい
誰にも話せない
借金の悩み…

ご相談ください
秘密は厳守いたします

司法書士法人 あおば事務所
須賀川事務所：TEL0248-72-7057 須賀川市岡東町177
福島事務所：TEL024-533-0243 福島市南中央3丁目7-2

健診はお済みですか？ 追加健診のお知らせ

鏡石町国保の特定健康診査およびがん検診の受診率アップを図るため、下記により追加検診を実施します。健診未受診の方はぜひ受診しましょう。

◇日 時／11月21日(日)午前7時30分～9時受付
◇場 所／町勤労青少年ホーム

◇検診項目
【健診料金】と対象者

(1)特定健康診査

- ①鏡石町国民健康保険の被保険者(40歳～74歳)で、町の人間ドックや個別健診を受けていない方。
- ②社会保険扶養家族の方(40歳～74歳)の健診等未受診者(特定健診受診券・保険証を必ず持参下さい)。

(2)健康診査

75歳以上で、高血圧・脂質異常・糖尿病などの生活習慣病で治療中でない方(未受診者)。

(3)結核検診

65歳以上で胸部レントゲン検査未受診者。

(4)がん検診

- 胃がん検診
- 肺がん検診(胸部レントゲン・喀たん検査)
- 大腸がん検診
- 肝炎ウイルス検診

40歳以上で、今年度のがん検診未受診者。

*結核検診・がん検診・肝炎ウイルス検診は、加入保険に関係なく全町民が対象です。
*生活保護世帯の方は、個人負担額が免除されます。

検 診 名	個人負担金	
特 定 健 康 診 査	700円 <small>※70歳以上要料</small>	
健 康 診 査	無 料	
結 核 検 診	無 料	
肺がん検診	胸部X線検査	200円
	喀たん検査	600円
胃 が ん 検 診	800円	
大 腸 が ん 検 診	300円	
肝 炎 ウィ ル ス 検 診	300円	

*個別健診も実施中です。(一部個人負担金異なります。)

● 問合せ先 ●

◇受診券・受診録の再発行希望の方、大腸がん・肺がん検診の喀たん検査をご希望の方(検査容器を事前に配付しますので3日前までに要連絡)、その他詳しいことは、健康福祉課(電話62-2115)までお問い合わせください。



11月は 児童虐待防止推進月間

毎日のように新聞やニュースなどで児童虐待の報道が流れており、その件数はますます増えるばかりです。児童虐待の対応については、県児童相談所や町、保育所や幼稚園、小中学校で連携をとりながら対応をしています。

小さな命を守るために、育児に悩む親を救うために、皆様の理解と協力を。

しつけと虐待の違いは どのようなことか
皆さんも一体どこまでが「しつけ」で、どこまでが「児童虐待」になるのか難しいと思います。

しつけの定義としては、次のようなものと考えられます。
①子どもの話を聞き、気持ちよくくんであげる(いきなり怒らない)。
②これはダメ、と言うと同時にこうしたら良いと言うことを伝える。言葉を大切に。
③叱るときは子どもがとってしまった行動の中心を中心にして、人格を否定しない。
④子どもの自尊心、意欲を大切に。できたことをほめる。
⑤大人は手本を示す。

虐待の定義としては大きく4つに分けることが出来ます。
①身体的虐待
子どもの体に傷を負わせる又は負わせるおそれのある暴行を加えることなど。
(例) 殴る、蹴る、たばこの火傷、熱湯をかける、冬などに戸外に閉め出すなど。
②性的虐待
子どもにわいせつな行為をする又は子どもにわいせつな行為をさせること。

(例) 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要、教唆など。
③ネグレクト(育児放棄)
親または同居人が、成長期の子どもに食事を与えない又は長期間放置し保護者として監護を行わないこと。
(例) 家に閉じこめる、病気になるまでも病院へ連れて行かない、乳幼児を家または車の中に放置するなど。
④心理的虐待
子どもに対して激しい暴言、拒絶的な対応、妻や夫への暴力を見せるなどの心に傷を与えることなど。
(例) 言葉による脅迫、子どもを無視する、傷つける言葉を繰り返す、他の兄弟と著しく差別的な扱いをする。子どもの前で家族に暴力を振るうなど。

なぜ児童虐待が起きてしまうのか

社会情勢が大きく変化する中で、経済的あるいは夫婦関係の不安定な家庭環境や社会からの孤立、子どもの疾患を要因とするものなど原因は様々です。

子どもが産まれたら お気軽に相談を

町では乳幼児の見守りの一環として乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)を実施しています。
町の保健師が訪問し、乳幼児の育児支援や子育ての相談に応じますので、訪問の際にはお気軽にご相談下さい。

町健康福祉課
町健康福祉課 ☎62-2115
県中児童相談所 ☎024-9335-0611

何人も児童虐待を発見したら 通告する義務があります

虐待を発見、防止するためには地域の見守り体制が重要です。
何人も虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、速やかに市町村や児童相談所に連絡する義務があります。
連絡することにより支援が始まり、子どもも保護者も助かることにつながります。
市町村や児童相談所では連絡をした人が特定できる情報を漏らしてはならないことになっており、秘密が守られます。

鏡石町 地デジ相談会開催のお知らせ

あなたのご家庭では地上デジタル放送の準備はお済みですか？来年(平成23年)7月24日には、いままでのアナログ放送が終了します。デジサポ福島では、皆様の地デジ準備、お困り事のお手伝いをいたします。ぜひ会場へお越しください。

開催日	時間	会場	相談内容
11月16日(火)	午前10時～正午 午後1時～3時	鏡石町コミュニティセンター2階会議室 (JR鏡石駅内)	「どんな準備をしたらいいのかわからない」「新しいテレビを買ったのに映らない」など地デジに関する困り事。
11月17日(水)			
11月18日(木)			

問合せ先 デジサポ福島相談会グループ ☎024-526-0685 (平日10:00～18:00)